

国の取組み

■「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告書（平成20年7月）

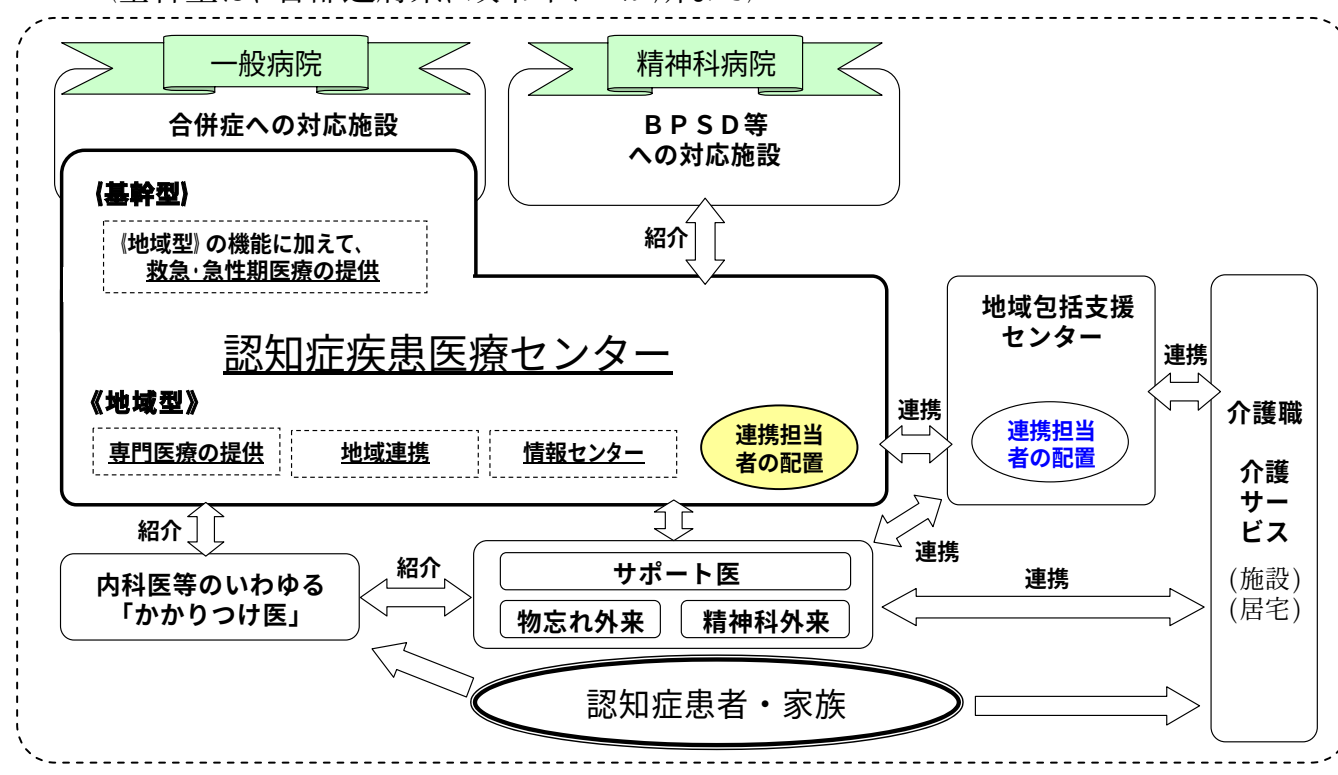
認知症の支援における医療と介護の連携の重要性を強調し、「早期診断の推進と適切な医療の提供」を今後の施策の方向性として提示

■ 認知症疾患医療センター運営事業

- センターの指定 都道府県知事又は政令市長が指定
- 機能・役割
 - ・ 専門医療の提供
鑑別診断、適切な治療方針決定、周辺症状及び身体合併症への対応
 - ・ 地域の医療・福祉との連携
医療連携協議会の開催、研修の実施、地域包括支援センターとの連絡調整
 - ・ 情報センター
認知症に係る医療相談、情報発信
- 補助率 国：1／2（都道府県・政令市：1／2）
- 整備状況（平成22年8月現在）
27道府県・7市 82か所
内訳 総合病院型（一般病院）24か所（約3割） 精神科病院 58か所（約7割）
（当面 150か所を目標（各都道府県に最低1か所の整備を行うよう要請））
⇒ 総合病院型のセンターの整備が遅れており、身体合併症への対応力が弱い

■ 「基幹型」の設定（平成22年度から）

- ・従来のセンター → 地域型
- ・身体合併症への救急・急性期医療機能(空床確保を含む)を加えたもの → 基幹型
(基幹型は、各都道府県、政令市に1か所まで)



都の状況

■ 認知症の人の急速な増加（何らかの認知症の症状がある高齢者）

平成20年 約29万人 → 平成37年(推計) 約52万人
(65歳以上人口の 平成20年 12% → 平成37年(推計) 15.2%)
出典 東京都「認知症高齢者自立度分布調査」(平成20年8月)

■ 医療連携のための仕組みが不十分

認知症の専門医療機関について、
 全く地域のかかりつけ医との連携を行っていない 37.7%
 地域のかかりつけ医に定期的な薬の処方や経過観察を依頼している 15.9%

出典 東京都「東京都認知症専門医療機関実態調査」(平成19年12月)

■ 医療と福祉との連携の仕組みが不十分

地域包括支援センターからみた、医療機関との認知症に関する連携について、
困ったこと・望むこと等として具体的な意見があった割合

医療機関の持つ情報の共有	41%
退院に向けた調整	34%

出典 東京都「介護と医療の連携について」（平成22年6月）

認知症の人への医療支援体制のあり方

- 地域での生活を継続していくために、認知症の早期発見、迅速な診断に基づく適切な医療・介護支援を受けることが必要
- 認知症と身体症状の双方に対する切れ目のない医療支援体制が必要

★ 認知症の人が地域で安心して生活を継続できるよう、かかりつけ医と専門医の連携、さらには医療と福祉の連携体制を具体的に構築していくことが必要

専門部会の立上げ

- **東京都認知症対策推進会議 長嶋議長の承認のもと、東京都認知症対策推進会議の下に専門部会として、「東京都における認知症疾患医療センターのあり方検討部会」を設置（8月上旬）**（委員名簿は別紙のとおり）
- **東京都の実情・課題を踏まえ、東京において効果的に機能する認知症疾患医療センターのあり方（役割・機能）について検討**
- **年内を目途に検討結果をまとめ、早期の指定を目指す**